

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成27年1月27日

神奈川県監査委員 真 島 審 一
 同 高 岡 香
 同 太 田 眞 晴
 同 古 沢 時 衛
 同 岩 本 一 夫

1 措置の対象となった監査の結果

平成26年7月22日（神奈川県公報定期第2601号）神奈川県監査委員公表第9号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会及び公安委員会を除く25箇所に係る35事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 総務局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県戸塚県税事務所	平成26年5月2日（平成26年2月25日職員調査）	（不適切事項） 税務事務において、不動産貸付業に係る個人事業税の課税に当たり、課税標準額の算定を誤っているものがあつた。これにより1件、500円を過大に徴収していた。	不適切事項については、課税標準額の算定に当たり、確認体制が不十分であつたことによるものであり、課税額が過大であつたものについては、平成26年4月30日付けで減額の賦課決定を行い納税義務者に還付した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県藤沢県税事務所	平成26年3月13日（平成26年2月12日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、ゴム印購入代（45,176円）の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている支払期限を過ぎていた。その結果、遅延利息100円を支払っていた。	不適切事項については、進行管理が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たに執行状況確認表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(2) 安全防災局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県総合防災センター	平成26年3月13日(平成26年2月13日職員調査)	(不適切事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 契約事務において、汚水処理装置等シーケンサ修繕工事請負契約(契約金額4,305,000円)に基づく工程表等を請負者から受領していなかった。 2 財産管理事務において、行政財産の目的外使用許可の処理を行わずに、タクシー専用無料電話が設置されていた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、新たに工事契約事務の進行管理表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、財産管理規定の理解が不十分であったことによるものであり、タクシー専用無料電話は設置者が自らの負担で速やかに撤去した。 今後は、このようなことがないように、財産管理規定の理解の向上を図るとともに、手続や使用許可期間等の情報の共有化及び複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(3) 県民局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立かながわ女性センター	平成26年5月2日(平成26年3月7日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等の立替収入に当たり、22件、45,273円を過大に徴収していた。	不適切事項については、確認が不十分であったことから積算を誤ったものであり、過大徴収分については、平成26年5月27日に還付した。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県中央児童相談所	平成26年1月31日(平成25年12月17日から同月19日まで職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、非常勤職員の雇用に当たり、基本報酬額を誤ったため、7件、12,870円が支給不足で	不適切事項の非常勤報酬については、平成26年1月7日に本人に支給した。 今後は、このようなことがない

		あった。	よう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県厚木児童相談所	平成26年4月7日（平成26年2月27日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 収入事務において、児童保護措置費自己負担金等の督促状の発行に当たり、指定期限を誤っているものが2件、592,570円、納付期限後20日以内に発行していないものが1件、2,145円あった。</p> <p>2 支出事務において、公用車に係る燃料購入代の支払に当たり、誤って契約業者以外の業者において給油を受けたため、代金が86円割高になっているものがあった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、関係規定の理解及び確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに複数での確認体制を徹底することにより適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 支出事務については、公用車に係る給油業者を四半期毎に選定・契約しているところ、給油の際に契約業者かどうかの確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、職員に周知徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立中里学園	平成26年2月6日（平成26年2月5日及び同月6日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、高圧食器洗浄機ほか4件の賃貸借契約等の更新に当たり、長期継続契約の対象とならないにもかかわらず、年度を超えて契約（契約金額598,096円）を締結していた。</p>	<p>不適切事項については、関係法規等の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係法規等に関する理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(4) 環境農政局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県西部漁港事務所	平成26年4月4日（平成25年12月11日及び同月12日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、小田原漁港施設の占用許可に当たり、占用料の算定を誤って許可していた。これにより、占用料5件、30,642円を過大に徴収して</p>	<p>不適切事項については、神奈川県漁港管理条例の理解が不十分であったことによるものであり、過大徴収していた占用料については、平成26年9月30日までに相手方に還付した。</p>

		いた。	今後は、このようなことがないよう、条例及び条例解釈に係る水産課長通知（平成26年3月31日）の周知徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。
--	--	-----	---

(5) 保健福祉局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県三崎保健福祉事務所	平成26年5月14日（平成26年1月28日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、自動販売機設置場所賃貸借契約書に基づく貸付料の収入に当たり、予算科目を誤っているものが2件、251,240円あった。	不適切事項については、自動販売機設置場所の貸付に係る収入科目の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県歳入科目説明書により正しい収入科目を確認するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県秦野保健福祉事務所	平成26年4月2日（平成26年1月21日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、非常勤職員の加給の支給に当たり、支給率を誤ったため、1件、94,031円が支給不足であった。	不適切事項の非常勤職員の加給については、平成26年2月4日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立煤ヶ谷診療所	平成26年5月2日（平成26年2月14日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、医学検査業務委託契約等の締結に当たり、個々の検査に係る予定価格が設定されていないなど事務処理が不適切であった。	不適切事項については、職員の経理事務に対する認識が低かったこと及び所内の確認体制が十分に機能していなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、研修等により経理事務の知識の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立総合療育相談センター	平成26年1月31日（平成25年12月17日から同月19日まで職員調査）	（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 収入事務において、行政財産の目的外使用許可	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。

		<p>に伴う光熱水費等の調定が3月を超えて遅れているものが13件、250,791円あった。</p> <p>2 支出事務において、血液検査業務委託料6件、1,617円が支払不足であった。</p> <p>3 庶務事務において、非常勤職員の雇用に当たり、基本報酬額を誤ったため、8件、11,720円が支給不足であった。</p>	<p>今後は、このようなことがないように、複数の職員が進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 支出事務については、契約単価の確認が不十分であったことによるものであり、不足分については平成26年3月28日に支払済である。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 庶務事務の非常勤報酬については、平成26年2月7日に1名分9,720円を、平成26年9月12日に1名分2,000円を本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立中井やまゆり園	平成26年3月31日（平成26年2月18日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、マイクバスの賃貸借契約等（契約金額1,584,000円）の締結に当たり、長期継続契約に必要な契約締結年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項を付記していなかった。</p>	<p>不適切事項については、契約書作成において、確認が不十分であったことによるものであり、左記条項を付記した変更契約を平成26年5月1日付けで締結した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係法令、規則及び通知の理解の向上を図るとともに、複数職員による確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(6) 産業労働局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立産業技術短期大学校	平成26年2月10日（平成26年1月10日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、庁舎有人警備業務委託（契約金額1,173,900円）に係る委託料の積算に当たり、正規の勤務時間を超えて業務に従事させる仕様になってい</p>	<p>不適切事項については、積算に当たり適用した「建築保全業務労務単価」に対する理解が不十分であったことに加え、決裁過程において確認が不十分であったことによるものである。</p>

		ないにもかかわらず、時間外手当に相当する金額を計上していたため、予定価格が過大であった。	今後は、このようなことがないよう、業務委託の積算に当たっては、複数の職員による確認体制を強化するとともに、会計局の重点指導の活用や研修への参加を行うことなどにより、適正な事務執行に努めることとした。
--	--	--	---

(7) 県土整備局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県横須賀土木事務所	平成26年2月3日（平成25年12月24日から同月26日職員調査）	（要改善事項） 葉山港に係る指定管理者による事務において、事業計画書及び実績報告書の記載内容が不十分なため、モニタリングによる事後統制が適切に実施されていないことから、今後は、事業計画書等が適切に作成されるよう、指定管理者と協議の上、見直す必要がある。	要改善事項については、事業報告書及び実績報告書の記載内容が不十分であったため、指定管理者と協議の上、見直しを行うこととした。 また、モニタリングによる事後統制の適切な実施を図るため、事業報告書及び実績報告書の記載内容の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することとした。
神奈川県平塚土木事務所	平成26年2月26日（平成26年1月8日から同月10日まで職員調査）	（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 収入事務において、道路占用料の調定に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限を調定の日から20日以内に設定していないものが1件、459,309円あった。 2 契約事務において、不動産鑑定評価業務の委託に当たり、報酬額の算定を誤ったため、1件、71,400円が支払不足となっていた。 また、不動産鑑定評価書の内容に不備があり、履行確認が適正に行われていないものがあった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、調定伺票の作成時及び決裁時における確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務のうち報酬額の算定誤りについては、関係規定の理解が不十分であったことによるものであり、不足分については、平成26年2月7日に相手方に支払った。 また、不動産鑑定評価書の不備については内容確認が不十分であったことによるものであり、平成26年1月14日に相手方が是正を行った。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

<p>神奈川県藤沢土木事務所</p>	<p>平成26年1月31日（平成25年12月17日から同月19日まで職員調査）</p>	<p>（不適切事項） 財産管理事務において、行政財産の目的外使用許可に当たり、使用料の算定を誤って許可したため、使用料3件、1,210,935円が徴収不足に、使用料3件、336,105円が過大徴収となっていた。</p> <p>（要改善事項） 由比ガ浜地下駐車場及び片瀬海岸地下駐車場に係る指定管理者による事務において、事業計画書及び実績報告書の記載内容が不十分なため、モニタリングによる事後統制が適切に実施されていないことから、今後は、事業計画書等が適切に作成されるよう、指定管理者と協議の上、見直す必要がある。</p>	<p>不適切事項の財産管理事務については、次のとおり措置した。</p> <p>使用料の徴収不足については、確認が不十分であったことから、減免の適用を誤ったものである。</p> <p>また、使用料の過大徴収については、減免通知の確認が不十分であったことから減免を適用せずに徴収したものであり、平成26年3月31日に還付処理済みである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、減免根拠の記載や減免通知について複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>要改善事項については、事業計画書及び実績報告書の記載内容が不十分であったため、指定管理者と協議の上、見直しを行うこととした。</p> <p>また、モニタリングによる事後統制の適切な実施を図るため、事業計画書及び実績報告書の記載内容の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することとした。</p>
<p>神奈川県西土木事務所</p>	<p>平成26年3月10日（平成26年1月30日、同月31日及び同年2月3日職員調査）</p>	<p>（不適切事項） 支出事務において、非常用通報装置保守点検業務委託料（契約金額69,300円）の支払に当たり、四半期ごとの業務が完了する前に履行確認を行い、確認が不十分なまま支払っているものがあった。</p>	<p>不適切事項については、関係規定の理解及び支出手続の際の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定及び契約内容の理解の向上を図るとともに、支出手続の際の複数職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県西土木事務所小田原土木センター</p>	<p>平成26年3月10日（平成26年2月5日から同月7日まで職員調査）</p>	<p>（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 収入事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 砂防設備使用料等の調定が3月を超えて遅れているものが2件、5,011,983円あった。</p> <p>(2) 道路使用料等の納入</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 調定の遅れについては、関係規定の理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上</p>

		<p>催告を長期間にわたり行っていないものが15件、255,150円あった。</p> <p>2 真鶴港に係る指定管理者による事務において、指定管理者から提出された月例業務報告書を十分に確認しなかったため、係留料の徴収誤り1件、17,330円が見過ごされていた。</p>	<p>を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 催告の未実施については、債権管理が不十分であったことによるものであり、未納者に対し納入催告を行い、未納分は平成26年2月19日及び同年6月12日に相手方から納付された。</p> <p>今後は、このようなことがないように、道路使用料等の収入状況について、複数の職員による定期的な確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 真鶴港に係る指定管理者の事務については、指定管理者から提出された業務報告書の確認が不十分であったことから、指定管理者における係留料の計算誤りを見過ごしたものであり、徴収不足分については、平成26年3月4日に相手方から指定管理者に納付された。</p> <p>今後は、このようなことがないように、指定管理者における関係規定の理解の向上を促すとともに、指定管理者から提出される業務報告書について、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--	--	--

(8) 企業庁

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業庁相模原水道営業所	平成26年4月3日(平成26年2月20日及び同月21日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、配水管改良工事請負契約(契約金額40,849,651円)に係る契約変更に当たり、設計額の積算を誤ったため、契約金額が64,050円不足していた。	不適切事項については、契約変更に係る設計額の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、変更設計時においても設計積算チェックリストを活用するなど、確認体制の強化を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県企業庁鎌倉水道営業所	平成26年1月30日(平成25年12月4日及び同月5日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、特殊勤務手当3件、1,500円を支給していなかった。	不適切事項の特殊勤務手当については、平成26年1月16日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように

			う、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県企業庁藤沢水道営業所	平成26年3月24日(平成26年1月23日及び同月24日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 検満量水器取替等委託業務(契約金額3,131,100円)の契約に当たり、業者から提出された一般競争入札参加資格の届出書に記載漏れがあったにもかかわらず、確認が不十分のまま入札に参加させ、当該業者と契約を締結していた。また、契約書に定める書類が未提出であるにもかかわらず、提出を求めていなかった。 2 配水池内部清掃工事の契約(契約金額3,276,000円)に当たり、設計額の積算を誤り、設計額が168,000円過大のまま契約を締結していた。	不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。 1 検満量水器取替等委託業務については、提出書類の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員で点検することによる書類不備や未提出書類の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 配水池内部清掃工事の契約については、設計金額の積算についての確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、電算システムのデータ入力及び検算について、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県企業庁平塚水道営業所	平成26年4月2日(平成26年2月17日及び同月18日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、配水池等構内整備(草刈)業務委託(契約金額6,195,000円)に係る契約変更に当たり、設計額の算定を誤ったため、契約金額が148,050円過大であった。	不適切事項については、構内整備(草刈)業務委託の設計額の積算内容についての理解が不十分であったことによるものであり、過大に支払った金額については、平成26年2月27日に受注者から戻入された。 今後は、このようなことがないよう、契約変更に係る設計額の積算について理解の向上を図るとともに、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所	平成26年4月3日(平成26年2月12日及び同月13日職員調査)	(不適切事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 契約事務において、三保ダム動点標的測量業務委託契約(契約金額840,000円)の内容に変更が生じているにもかかわらず、変更契約を締結するなどの事務処理を行っ	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、契約内容の変更に係る事務手続についての理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約書の内容に変更が生じた場合は、文書により変更内容の提出を求めるとともに、複数職員

		<p>ていなかった。</p> <p>2 財産管理事務において、行政資産の目的外使用許可に当たり、使用料の算定を誤ったため、1件、390円を過大に徴収していた。</p>	<p>による確認など事務取扱いを周知徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、神奈川県公営企業固定資産管理規程の理解が不十分であったことによるものであり、平成26年3月13日に変更の使用許可をした。</p> <p>今後は、このようなことがないように、規程の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県企業庁相模川発電管理事務所	平成26年2月20日(平成26年1月17日及び同月20日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、デジタルオシロメーター(購入金額2,138,850円)の購入に当たり、神奈川県公営企業財務規程に基づき契約書を作成すべき契約金額であるにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。</p>	<p>不適切事項については、神奈川県公営企業財務規程等の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、規程等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>